

## 学術委員会 利益相反に関する内規

1. 日本動物実験代替法学会の学術委員会の審査において、委員の所属機関での利益あるいは個人的利益と学術委員会における審査上の義務とが競合し、委員の学術的な判断が制限され、公平かつ中立な審査に支障を及ぼすおそれがある場合、または特定の審査対象者あるいは組織に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがある場合、利益相反と判断する。
2. 本内規の対象は学術委員とする。
3. 学術委員会での審査に当たり、審査対象となる研究に関連する企業、組織または団体との利益相反状態を確認する。利益相反に当たる場合には、その委員は当該審査から外れる。  
確認事項（有無及び内容を記載）
  - a. 委員の所属する企業・職位と、審査対象となった研究課題の代表者との直接的関係の有無（同一会社で直接的な上下関係あるいはそれに準ずる関係）
  - b. 委員が、審査対象となった研究課題の共同研究者、あるいはその企業や団体が提する研究費（委託 受託研究、共同研究）授受の有無
  - c. 委員が、審査対象となった研究課題の共同研究者、あるいはその企業や団体が提する奨学寄付金（奨励寄付金）授受の有無
  - d. 企業や営利を目的とした団体から知的所有権に関係していることの有無
4. 3の基準に従い利益相反に当たる判断された場合には、その委員は当該審査から外れる。
5. 利益相反の結果については、委員長（あるいは副委員長）が理事会に提出する。

付則

本規定は 2016 年 5 月 11 日より施行する。